

令和2年3月30日14時00分
資料配布 近畿地方整備局
大阪国道事務所

国道176号兵庫県境～大阪市境の区間を移管
～ 4月1日より国管理から大阪府管理へ ～

国道176号兵庫県境～大阪市境の区間（兵庫県川西市小戸2丁目～大阪府大阪市淀川区新高3丁目 延長約12.3km）を国土交通省から兵庫県・大阪府・大阪市へ移管しますので、お知らせします。

■移管対象路線名と区間

一般国道176号

兵庫県川西市小戸2丁目（呉服橋）～ 大阪府大阪市淀川区新高3丁目（新三国橋）
（延長 約12.3km）

■移管日時

令和2年4月1日（水） 午前 0:00

■移管前の道路管理者

国土交通省近畿地方整備局（管理担当事務所：大阪国道事務所）

■移管後の道路管理者

大阪府（管理担当事務所：池田土木事務所）

※呉服橋の一部（川西市小戸2丁目～兵庫県境）は、国から兵庫県へ移管。ただし、日常管理は大阪府で実施。

※新三国橋の一部（大阪市境～大阪市淀川区新高3丁目）は、国から大阪市へ移管。ただし、日常管理は大阪府で実施。

■移管後の路線名

一般国道176号（変更なし）

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所

副 所 長 西野直均（内線204）
管理第一課長 多田敦司（内線431）
電話 06-6932-1421 FAX06-6932-8401

大阪府 都市整備部 交通道路室

道路整備課長 松本次朗
主 査 大橋康雄
電話 06-6941-0351 FAX 06-6944-6780

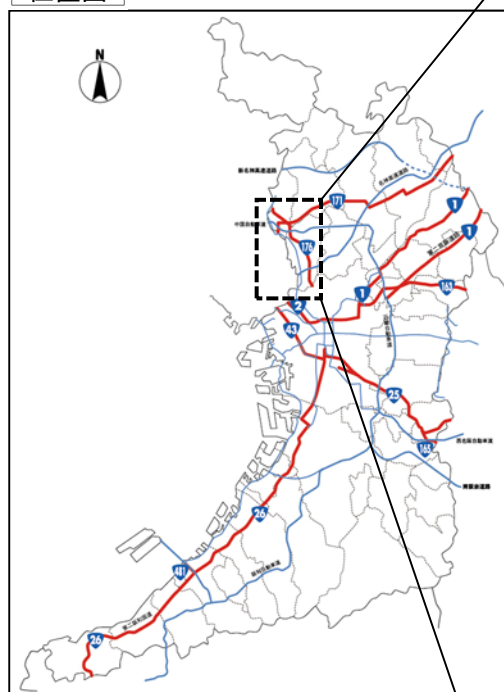
国道176号兵庫県境～大阪市境の区間を移管 ～ 4月1日より国管理から大阪府管理へ ～


国道176号兵庫県境～大阪市境（兵庫県川西市小戸2丁目（呉服橋）～大阪府大阪市淀川区新高3丁目（新三国橋）延長約12.3km）を国土交通省から兵庫県・大阪府・大阪市へ移管します。移管後は、大阪府池田土木事務所が管理を行います。

※ 呉服橋の一部（川西市小戸2丁目～兵庫県境）は、国から兵庫県へ移管、新三国橋の一部（大阪市境～大阪市淀川区新高3丁目）は、国から大阪市へ移管します。ただし、日常管理は大阪府で実施します。

移管日時：令和2年4月1日（水） 午前0：00

位置図



凡例
 移管区間

- 移管前の道路管理者：国土交通省近畿地方整備局（管理担当事務所：大阪国道事務所）
- 移管後の道路管理者：大阪府（管理担当事務所：池田土木事務所
〒563-0025 大阪府池田市城南1丁目1-1
豊能府民センタービル内
TEL：072-752-4111（代））
- 移管後の路線名：一般国道176号（変更なし）